

## 令和6年度 教育実習を希望する場合の手続きについて

ここでは令和6年度（2024年度）に本校で教育実習を希望する場合の手続きについて説明します。

### [1] はじめに

本校では次の条件を満たす場合、教育実習を受け入れています。

- ・本校の卒業生であること。
- ・大学、または大学院を卒業後、教職に就くことを志していること。  
（教員採用試験の受験を予定していること）
- ・原則、令和6年度の教育実習期間に教育実習ができること。
- ・教育実習にあたっては、教員としてふさわしい態度で、意欲的に取り組むことができること。

### ◆令和6年度の教育実習期間（予定）

|           |                   |             |
|-----------|-------------------|-------------|
| 教育実習ガイダンス | 5月10日（金）          | 14：30～16：00 |
| 教育実習（2週間） | 5月13日（月）～5月24日（金） |             |

### [2] 申込について

別紙「教育実習申込書」に必要事項を記入して、第一次締切日までに本校へ電子メールで送信するか郵送で直接申し込んでください。

その際、電子メールの宛先は本校WEBページにあるアドレスに送信してください。郵送の場合は「教育実習担当者宛」として下さい。申込は必ず書面で行い、卒業時の担任の先生または部活動の顧問の先生に口頭でお願いすることのないように注意してください。

〈第一次申込期間〉 令和5年4月24日（月）～5月19日（金）

第一次締切日を過ぎた後、教育実習生の受け入れに空きのある科目については、二次募集の受け付けを行います。二次募集を申し込む方は、第二次締切日までに本校へ電子メールまたは、電話にて受け入れができるかどうか確認した上で、電子メールまたは郵送で直接申し込んでください。

〈第二次申込期間〉 令和5年6月12日（月）～7月28日（金）

### [3] 申込後の対応

本校で教育実習を受け入れることのできる人数には限りがあります。特に、本校で対応できる科目の教員が少ない場合には、お断りをする場合もあります。第一次締切日までに申込があった方については審議の上、令和5年5月中に可否の連絡を行います。

本校から受け入れ可の連絡を受けた後は、速やかに大学の教職担当に連絡してください。大学と本校とで教育実習に関わる事務手続きを進めていきます。その後、令和6年度に入りましてから4月中に、具体的な教育実習の手順や日程等について、個別に連絡いたします。そのため、申込後に連絡先の住所、電話番号や電子メールのアドレスの変更があった場合には直ちに本校に連絡してください。